

## 神奈川県農薬管理指導士認定事業実施要綱

### （目的）

第1 本事業は、農薬販売者、農薬使用者その他農薬の管理指導上必要と認める者（以下「農薬取扱者等」という。）に対して農薬に関する研修及び試験を実施し、その合格者を農薬管理指導士として認定することにより、農薬取扱者等の資質の一層の向上を図るとともに、農薬使用者における農薬安全使用の推進に資することを目的とする。

### （任務）

第2 農薬管理指導士は、農薬使用者等に対し、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下同じ。）その他農薬に関する法令の遵守及び次に掲げる事項について指導又は助言を行うとともに、自らも率先して範を示すことにより、適正な防除業務の推進にあたるものとする。

- (1) 農薬の特性
- (2) 農薬取締法第25条に定める使用基準
- (3) 神奈川県農薬安全使用指導指針
- (4) 毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の指定を受けた農薬の安全使用
- (5) 取扱いに特に注意を要する農薬の安全使用
- (6) 病虫害及び雑草の適正な防除方法
- (7) 農薬使用に伴う人畜に対する危害及び環境汚染の防止
- (8) その他農薬の安全使用に関して必要な事項

### （会議）

第3 農薬管理指導士認定試験の可否の審査及び本事業の実施に必要な事項について検討を行うため、神奈川県農薬管理指導士認定会議（以下「認定会議」という。）を開催する。

### （研修の実施）

- 第4 県は、新たに農薬管理指導士の認定を受けようとする農薬取扱者等に対して、農薬管理指導士養成研修（以下「養成研修」という。）を実施する。
- 2 養成研修の受講資格については、環境農政局農水産部長（以下「農水産部長」という。）が別に定めるところによる。
  - 3 県は、既に農薬管理指導士の認定を受けた農薬取扱者等のうち当該年度に認定期間を満了する農薬取扱者等に対して、事前に認定期間満了を通知し、認定期間満了後もその更新を希望する者に対して、農薬管理指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を実施する。
  - 4 更新研修の受講資格については、農水産部長が別に定めるところによる。

### （認定試験の実施）

第5 養成研修の修了者に対しては、農薬管理指導士認定試験を実施する。

### （養成研修の免除）

第6 県以外の団体の主催する養成研修と同種の講習又は研修を修了し、一定の資格を付与されている者が農薬管理指導士の認定を受けようとするときには、本人の申請により、別に定めるところに従い、養成研修の全部又は一部を免除することができる。

(認定及び更新)

第7 知事は、認定会議の意見を聞いて、農薬管理指導士を認定の上、認定証を交付する。

2 農薬管理指導士の認定期間は3年間とする。

3 認定期間が満了する農薬管理指導士は、更新研修を受講した上で認定を更新することができる。ただし、更新研修を受講することができない者については、農水産部長が別に定めるところにより認定を更新することができる。

4 傷病等のやむを得ない事情により更新研修を受講することができないと知事が認めるときは、認定期間が満了した翌年度の更新研修を受講した者に限り、2年間の更新を認める。

(認定の取消)

第8 知事は、農薬管理指導士に農薬取締法その他農薬管理指導士の任務に違反する行為があったと認められるときには、認定会議の意見を徴した上で、農薬管理指導士の認定を取り消すことができる。

2 知事は、農薬管理指導士の申請に基づいて、その認定を取り消すことができる。

(他の都道府県からの転入者に対する措置)

第9 神奈川県以外の都道府県から農薬管理指導士又はこれと同等の資格の認定を受けた者であって、この要綱に定める農薬管理指導士養成研修の受講資格を有する者が神奈川県内に住所又は勤務先を有したときには、この要綱に基づいて認定を受けた農薬管理指導士と同等の任務を行う。

(農薬管理指導士に対する協力措置)

第10 県は、農薬管理指導士に対して、その任務の円滑な遂行を図るため、助言、指導及び農薬に関する情報の提供その他必要な協力措置を取る。

(推進体制)

第11 本事業は、県及び関係団体の緊密な連絡及び協力の基に実施する。

(委任)

第12 本事業の遂行に関して必要な事項については、農水産部長が別に定める。

附則 この要綱は、昭和62年12月10日から施行する。

附則 この要綱は、平成2年8月28日から施行する。

附則 この要綱は、平成6年1月5日から施行する。

附則 この要綱は、平成11年1月28日から施行する。

附則 この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年9月11日から施行する。

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年8月30日から施行する。